

2012年4月27日

社団法人 全国有料老人ホーム協会

一般社団法人 全国特定施設事業者協議会

有料老人ホーム等の入居契約における消費者保護の取組み強化について

今回の改正老人福祉法の施行等により、有料老人ホーム等の入居契約における消費者保護を一層すすめることとなったことは、大変歓迎すべき、有意義なことと考えます。同時に、有料老人ホーム業界全体に、より積極的な取り組みを行うことが求められています。

有料老人ホーム事業は、半世紀前から、自助・相互扶助により幸せな老後の生活を願う方々のご支持を得てまいりました。2000年の介護保険制度において、特定施設入居者生活介護が設けられるなど、より積極的に位置づけられ、サービス内容や立地、価格について多様な選択肢を提供してまいりました。その結果、有料老人ホーム事業は、入居者数が20万人をこえる市場規模となりました。

しかし、その反面、価格設定の分かりにくさ・説明不足に起因する誤解や、一部の心無い事業者による問題等により、行政や消費者団体等への有料老人ホームの苦情の件数が増えました。

これらを背景に、2010年12月に内閣府消費者委員会から「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」が提出され、老人福祉法の改正等が行われたことは、業界全体として真摯に受けとめるべき事態と考えます。

今回の改正では、有料老人ホームにおける入居一時金の受領において、「権利金等の受領の禁止」「3ヵ月以内契約終了の特例」の法制化等について、より具体的な考え方も示されました。

これらの法令遵守はもちろんのこと、さらに、入居契約の内容のわかりやすさ、ご利用者の納得感を得る努力（説明責任）への取り組みを積極的に推進することが、有料老人ホーム業界全体に求められています。

両団体は、社会の期待にこたえ、これからも良質なサービスと市場のニーズに適した選択肢を提供するとともに、一層の消費者保護をはかるため、別紙の具体的な方策の提案と推進を行ってまいります。

両団体は、加盟事業者のみならず、非加盟事業者にも広く、法令遵守と消費者保護への一層の取り組みを行うことを強く要望します。

有料老人ホーム等の入居契約における消費者保護の強化に向けた取組み

2012年4月27日

